

芦屋町地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芦屋町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(定員)

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、あらかじめ会議の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

(受付)

第3条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴希望者受付簿に氏名、住所及び職業を記入し、会長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは会議の委員及び他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切り、使用しないこと。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この規程の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。